

危険物の規制に関する政令

(届出を要する物質の指定)

別表第1 (第1条の10関係) 毒物

(1) シアン化水素	30kg
(2) シアン化ナトリウム	30kg
(3) 水銀	30kg
(4) セレン	30kg
(5) ひ素	30kg
(6) ふつ化水素	30kg
(7) モノフルオール酢酸	30kg
(8) 前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの	総務省令で定める数量

別表第2 (第1条の10関係) 劇物

(1) アンモニア	200kg
(2) 塩化水素	200kg
(3) クロルスルホン酸	200kg
(4) クロルピクリン	200kg
(5) クロルメチル	200kg
(6) クロロホルム	200kg
(7) けいふつ化水素酸	200kg
(8) 四塩化炭素	200kg
(9) 臭素	200kg
(10) 発煙硫酸	200kg
(11) ブロム水素	200kg
(12) ブロムメチル	200kg
(13) ホルムアルデヒド	200kg
(14) モノクロル酢酸	200kg
(15) よう素	200kg
(16) 硫酸	200kg
(17) りん化亜鉛	200kg
(18) 前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの	総務省令で定める数量